

平成 27 年度第 2 回（平成 27 年 7 月 31 日）図書館運営協議会 会議録（要旨）

1 出席者

運営協議会委員（11 名）

雪嶋会長、三浦副会長

糸賀委員、中村委員、小松委員、成瀬委員、新田委員、木村委員、齋藤委員、
新妻委員、平井委員

図書館側委員（4 名）

藤牧中央図書館長、梶資料係長、喜多利用者サービス係長、資料係赤平、

こども図書館 大野・須貝

図書館事務局（3 名）

大瀧管理係長、萬谷企画調整主査、管理係中里

2 場所 中央図書館 4 階イベントルーム

3 議事内容

これからの図書館サービスのあり方について

【会長】

それでは、ただいまから平成 27 年度の第 2 回新宿区立図書館運営協議会を開催致します。この運営協議会は公開になっております。傍聴されている方がいらっしゃいます。それから委員の欠席ですけれども、榎本委員から欠席の連絡を受けております。委員の過半数は出席しておりますので、この委員会は成立しております。本日の配布資料について、事務局から最初に説明していただきますので、よろしくお願い致します。

【図書館事務局】

それでは資料の確認をさせていただきます。事前に郵送させていただきました資料は、開催通知、次第、素案内容のまとめです。他に新宿区立図書館基本方針改定版となります。以上が資料となります。よろしくお願い致します。

【会長】

それでは、本日の次第に沿って進めていきます。まず協議事項としてこれからの図書館サービスのあり方、きょう配布しております、新宿区立図書館基本方針改定版素案ですね、この 7 月 24 日バージョンに基づいて行いたいと思います。まずこの改定版素案について、事務局から説明をしていただきますので、よろしくお願い致します。

【図書館事務局】

新宿区立図書館基本方針改定版素案 7月 24 日バージョンについて説明致します。先にお送りしました、内容をまとめたものにお書いたとおりですけれども、素案とともにご確認していこうと思います。

まず素案の 3 ページの目次をご覧ください。こちらは前は最初に基本方針とサービス計画の位置付け、現行基本方針、改定基本方針、現行基本方針の実績という構成でした。しかし、これからのものと今までのものがいたりきたりしてしまう構成でしたので、あらためまして、第 1 章では方針の改定にあたってという章だけで、改正の趣旨、改定の背景、改定基本方針、およびサービス計画の位置付けという内容にしました。第 2 章では、現行基本方針計画と改定基本方針とし、現行基本方針の構成、新中央図書館と基本計画の構成という内容にしました。第 3 章では、改定基本方針の取り組みとし、改定基本方針の取り組み内容について詳細に示しました。第 4 章ではサービス計画とし、サービス計画について中央図書館と四谷図書館を例示しました。第 5 章では、現行基本方針の取り組み内容と実績にしました。

次に内容を見ていきます。4 ページをご覧ください。改定の趣旨です。現在区立図書館が求められていること、それを実現するために計画が必要であること、図書館をめぐる動向の変化があること、これらのことから改定することとしました。また、これまでに策定している基本方針を発展させ、平成 22 年に策定した新中央図書館と基本方針、現在策定中の第 4 次新宿区子ども読書活動推進計画等とも整合性を図りながら改定するということを書いています。

2、改定の背景です。区で策定しています基本構想、総合計画、実行計画、教育ビジョンについて説明しています。

6 ページに移りまして、現行基本方針、新中央図書館等基本計画、現在の第 3 次子ども読書活動推進計画の概要を載せました。併せて、その関係を図にして説明しています。前回の素案の資料をお持ちでしたら、4 ページのものと比べていただきたいのですが、前回の 4 ページのものですと、新宿区立図書館内での基本方針とかサービス計画、地域図書館等との関係性ってというのが見えなかったもので、今度は国の政策は左のほう、真ん中に新宿区の政策があつて、区の教育委員会の政策、それと図書館という図にしました。国とか新宿区の政策等との整合性を図りながら、図書館の中では新宿区立図書館基本方針と、それから新中央図書館等基本計画、それとサービス計画がありまして、これらは各地域館と整合性を図っているという図に変更致しました。

続いて 7 ページです。公立図書館をめぐる近年の動向について説明しています。こちらは前回説明したものと変更ありません。

8 ページで、新宿区の 20 年前の比較と、23 区で比較したものを掲載しました。こちらも変更ありません。その後、改定基本方針の位置付けということで、区の基本方針とか総合計画、実行計画、教育ビジョンと整合させて、さらに新中央図書館と基本方針を継承し、

発展するものです、ということを書きました。計画の年度については、平成 28 年度を初年度とし、当初は 3 年後の平成 30 年度に見直すということを書いています。

9 ページに移りまして、改定基本方針の骨格とし、使命と方針を掲載しました。使命は区民に優しい地の拠点で、その図書館像を下に記しました。前回、使命はあるけれども図書館像が見えないというご意見を頂きましたので、それを反映しました。読み上げますと、「様々な課題について、自ら考え、他者と協働して解決する区民を支援すること、わかりやすい情報提供をすることなど、区立図書館はすべての人々にやさしい知の拠点であることを使命とします。」ということで使命を書きました。その下に方針です。前は四つの方針をお示ししていましたが、その後教育委員会等からのご意見を交えて、六つの方針としました。追加したものは、4 段目の子どもの健やかな成長を応援という項目と、5 番の IT の利活用の推進です。前回、区民に伝える図書館の中に電子書籍のようなこととかもあり、本来の資料提供と電子書籍みたいなものと区別したほうが分かりやすいということで、IT の利活用の推進という項目を設けて、ここに電子書籍のこととか、それから現在も提供していますデータベースのこと、それからシステム改修のことなどを入れました。4 番の子どもの健やかなってという所は、子ども読書計画のものをそのまま入れています。

そして、10 ページの表の説明を入れる所がなかったので、9 ページの下の方に載せています。10 ページの表の通しナンバーとか、それから今後の方向性とか、改定後の区分などがこの表だけでは分かりにくいので、その説明を先にしています。前回、充実とか継続とかという言葉の意味がわかりにくいということでしたので、こちらに、充実は各方針を踏まえて対応を改善して取り組むものという定義を付け、継続は、現在の取り組みを継続するもの、新規は新たに取り組んでいくものというふうにしました。

11 ページでは、サービス計画について説明だけ書きました。サービス計画は図書館ごとに策定して、中央図書館と子ども図書館は区立図書館として行うべき事業とし、地域図書館は指定管理者協定で定めている三つの事項を取り入れた計画で、過年度ごとの実行計画のローリングと、予算編成とも整合性を図るものであるということを説明しています。

続いて 12 ページです。12 ページから第 2 章とします。ここでは現行基本方針について説明しています。15 ページの表の番号と合わせるための説明を加えています。それが第 3 章の 1 番から第 5 章までの 29 番という番号になります。15 ページでそれを通しナンバーとして、今までの基本方針の構成と、加えて自己評価、改定後の方向性と区分ついでを一覧で見られるような表と致しました。自己評価の「○」とか「△」っていうのが 14 ページの下の方に説明致しており、「○」がおおむね達成、「△」が一部達成、「×」が未着手等というものです。改定後の方向性というのは先ほどのものと同じで、充実と継続と新規。この中には新規のものはありませんので、改定後の構成は充実か継続ということになります。改定後の区分は、「伝える」とか「支える」とか、今回の基本方針の内容にそのまま移行するという一覧になっています。

そして 16 ページは、新中央図書館等基本計画について掲載しました。こちらの 30 番か

ら 46 番、3 章の 30 番から 4 章の 46 番という番号については、同じく 18 ページの通しナンバーと合わせるために便宜上に組みましたという説明と、この新中央図書館等基本計画が改定後にどの部分に当てはまるのかということの説明をしながら、18 ページにその一覧を記しました。

19 ページでは、平成 22 年に新中央図書館等基本計画を策定したのですが、平成 23 年 5 月に新宿区緊急震災対策により、新中央図書館の建設時期はあらためて判断することとなり、その後平成 23 年度・24 年度の図書館運営協議会で、新中央図書館の建設が可能となる時期に備えて、今すぐに行うこと、新中央図書館の建設を待たないといけないことなどを検討致しました。その中で今後検討する事項というものは計画に当てはまるものだと思います、こちらの 19 ページに載せました。

20 ページでは、平成 25 年度・26 年度の図書館運営協議会で検討いただきましたご意見やご要望を、『図書館の設置および運営上の望ましい基準』の背景に基づいてまとめました。さらに自己評価をして、現行基本方針の評価と同様に、「○」はおおむね達成、「△」は一部達成、「×」は未着手で示しました。この 19 ページ 20 ページの図書館運営協議会での検討については、これまでいろいろ皆さんからご意見いただいたものは、この計画に反映されないといけないのではないのかという前回の意見を基に、こちらに載せました。

21 ページからは第 3 章です。ここに改定基本方針の取り組みを掲載しました。今回はこの取り組みの内容までお示しすることはできませんでしたので、本日はこちらの取り組み内容についてご意見を頂きたいと思っています。取り組みは目標ごとに載せておりまして、21 ページの所では、「区民に支える図書館」、22 ページが「区民を支える図書館」、23 ページは「区民が集う図書館」と「子どもの健やかな成長を応援」、24 ページでは「IT の利活用の推進」と「図書館環境の整備」という流れで載せました。

前回のご意見やご指摘を受けて、項目についてあらためた部分があります。例えばマンガのことにについてなんですけれども、21 ページ項番 2 番の地域資料の中にも含めました。こちらで地域資料の一部として、マンガについて今後新宿区の特色を生かした選書基準を検討したり、収集、保存、活用の検討をしていくということを書きました。それから前回の指摘で、博物館等との連携についてあったほうがいいというご意見を頂いていまして、22 ページの項目 10 番の所に、各施設と大学等との連携という所でくくりましたが、新宿歴史博物館とか、ウイズ新宿、大学等々も連携して資料提供や活用を充実していくという概要でその取り組みを示しました。

それから行政支援のことについてもご意見いただいていたと思ひまして、こちらは現在も行っていますが、区職員が施策の企画立案に有効な資料を取りそろえていきますということ載せています。

それから人材育成のことについてもご意見いただいております、これは 25 ページの 30 番に追加しました。『新中央図書館等基本計画』で掲載していましたがコンシェルジュについては、この 3 年間で育成、活用ということは難しいので、そこは除きました。そして、

図書館の専門性だけでなく、その他区民が抱える課題解決等について支援できるような、また今までのご意見にありました。人と人とのやり取りとか、温かみを持って人と接することができるような、そういう資質の向上にも努めていきますということを載せました。

続いて26ページに、サービス計画は、このようなイメージということで例示を載せました。これはパブリックコメントのときにどういうふうに出そうかまだ思案中ですが、サービス計画のイメージができるようにして載せたいです。

そして27ページ以降が第5章とし、現行基本方針の取り組み内容と実績を示しました。今回は掲載してないのですけれども、資料編として、平成26年度に行いました区民意識調査の調査結果とか、統計的な資料を載せて素案と致したいと考えております。素案の説明は以上になります。

【会長】

はい、ありがとうございました。それでは、本日の議論は、主に第3章ということになりますけれども、前回の素案からいろいろとさらに改定されておりますので、質問等あると思います。最初に第1章、第2章での質問等を頂いて、その後に第3章を項目ごとに議論をしていければと思います。まず第1章、第2章の中で、もし疑問や質問等、あるいはご意見等ありましたら出していただければと思います。お願い致します。

【委員】

早速ですが、4ページの改定の趣旨の中で、区立図書館の限りある資源というところで、人材と書いてあるのですが、この人材というのは職員と、あと図書館サポーターを指すものですか？人材とはなんですか。

【図書館側委員】

これは、基本は職員です。

【委員】

サポーターは入らないのですか？

【図書館側委員】

後ほど出てきますけれども、まず前提が職員で、あと利用者や区民の皆さんと協働して図書館を運営していくというような意味で、そういった関係者も入っているのですが、ここで想定しているのは職員です。はっきりと職員と書けば良かったのですが、こうしたニュアンスも含めて人材という言い方をしています。

【委員】

それから、2 番の改定の背景の中で、①の基本構想とかその後の総合計画とありますが、この資料は、私はもらっているのでしょうか？

【図書館事務局】

お渡ししていません。ホームページで見ることができますのでご確認ください。

【委員】

また戻りますが、趣旨の 18 行辺りの所に、20 年に策定した基本方針から 7 カ年が経過したということで、その中の図書館をめぐる動向の変化というのはどのようなものを指しているのですか。

【図書館事務局】

7 ページを指しています。

【委員】

失礼しました。それと 6 ページの上から 3 行目に書いてあります、21 年から 3 カ年計画というのは、どのような計画を指していますか？

【図書館側委員】

この計画というのは、計画的に指定管理者を導入してきたということです。経過から言いますと 8 館のうち 3 館、3 館、2 館ということで、年次ごとに順次やってきました。計画という言い方は修正します。

【委員】

分かりづらいので修正いただきたいです。また、その次に 8 館を指定管理者として運営委託をするということですが、この後の説明でいってもらっても構わないのですが、具体的には開館時間の拡大がどういう形でなされてきたのかということと、もう一つは、やはり月曜日休館日について説明があったほうがわかりやすいと思います。

次に 8 ページですが、統計の比較というところに書いてあります、図書館の密度について説明があると良いです。数字が高いほうがいいのか、低いほうがいいのか、それらについてよくわかりません。

【図書館側委員】

密度が低いほど図書館が充実しているという、いわゆる人口密度と同じで、人口当たりの図書館数ということですので、図書館の数が増えた、だから 1 館当たりのカバーする人口や面積がその分減っている、その分便利になっているということです。

【委員】

申し訳ございません、もう少し意見と質問があるのですが、(2)改定方針の骨格の中で、図書館の環境整備というのがありますよね。新中央図書館等の建設や、地域図書館を整備していくことが書かれていますが、これを分けたらどうなのかと、一緒にやるのではなく。新中央図書館は、中央図書館で、地域図書館は地域図書館で分けて、建設の意義とか、これは後ろから出てくるから、ここの辺を一緒くたにしないで分けたほうが良いような感じが私はしました。

それともう一つ、9ページのところで、前回もお話したのですが、「充実」と「継続」について分ける意味がよく分からないのですよ。例えば、「継続」なら「継続」一本にすれば皆さんも見ながら分かるのではないかなと、「充実」と書かないと駄目なのでしょうか？

それと、あとは14ページの自己評価という所で、「おおむね達成」と「一部達成」とあるのですが、達成率としては大体何パーセントが「おおむね達成」で、「一部達成」というのは何パーセントぐらいを言っているのかというのがちょっと分かりづらいと思っています。また、「未着手」というのはなんでやらなかったということも教えてもらいたいと思っています。

【会長】

今の質問の中で、先ほどの「充実」と「継続」は一本でいいのではないかということと、それから「おおむね達成」と「一部達成」、それから「未着手」、ここの説明というのはどういうふうにするのかということですが、今ここで答えられることであれば答えていただければと思いますが。

【図書館側委員】

まず、「充実」と「継続」の件ですけれども、先ほどの「おおむね達成」とか「未着手」とかというところと絡んでくるのですけれども、旧方針でもう既に達成しているもので、しかしながら環境の変化もとらまえて、項目としてはその方向性は必要であり、なおかつ中身を今までの旧方針と変えて、改善してさらに取り組んでいく、こういうものはやはり「継続」とは違うので、「充実」としています。項目としては「継続」ですけれども、取り組み内容が変わっているものを「充実」に、これに対して、従来と項目も同じで、取り組み内容も同じようなことをまたやってくというのを「継続」としていることなのです。そういう区別なのですね。

それから、「おおむね達成」と「未着手」ですけれども、「未着手」というのはいろいろな状況がありまして全く手が付けられなかったということです。それから「おおむね達成」というのは、後ろの実績にありますけれども、かなり完成させるということで、一部だけでも積み残しがあるというようなものについては「おおむね達成」というような表記をしてございます。

【委員】

あともう一つだけお話しします。18 ページの新中央図書館基本計画構想という話の中で、22 年の 11 月に新中央図書館の計画を策定したということで、今年でもはや 5 年 8 カ月も経過し、いまだ建設時期も定まっていない、この理由は何なのかというのが一つ、私が聞きたい点です。また、今後の見通しはどうかということと、いつまでもこんなことしていると、『新中央図書館等基本計画』が風化されるのではないかと、後ろにも書いてあったのですが。それで私の考えとしては、関係機関、ここを決める議会とか区長、あるいは教育長に対して、どう協議会が具申するような形で後押しして、早く作ってくれというような要望書を出したかどうかという話もちょっと私今考えていたのですが、その点についてはどうなのでしょうかね、という話です。一つは今後の見通し。

【図書館側委員】

新中央図書館は、この場所を作る計画です。緊急震災対策で現在こういう状態で中央図書館が移ってきています。あともう一つは、早稲田大学から合築をして、双方メリットがあることなんだというご提案も頂いています。そういった中で建設時期についてはあらためて判断という以上はなかなか申し上げられないのですが、その辺の事業スピードとか、そういったものは総合政策部等々もそれ以降も検討しているという段階です。そういったご要望やご意見は頂いたり、区長にもそういったことが寄せられたり、教育長にもそういったご要望、意見など寄せられている部分もあるのですが、お答えとしては今私が申し上げたところが、今現状ではという状況からなかなか進んでないということが、大変歯がゆい部分はあるのですけれども、そういう状況でございます。

【会長】

その他の方がいいでしょうか。

【委員】

私は、新宿の商工会議所で 5 年くらい委員をしていて、吉住区長と対話する会があるのですね。そこでは、みんないろんなこと言うのですよ。通りから電線取れとかいろんなこと。その中で、きょう話を聞きながら、新図書館いつできるのか、予算はどうするのかということをおもうと思っているのだけど、それがあのできょう雰囲気聞きにきたのが一つと。

それからもう一つは、私はもう 50 年も本屋をやっていて、海外にも売りますけれども、90 パーセントが、日本の大学図書館に本を売っているのですね。日本の大学というのは短期大学も挙げると 1000 以上あるのですよ。それで、その資料購入費、資料費の合計というのは 1000 億かそんな程度で、そのために俺たち業者たちは一生懸命勉強して、限られた予算の中で何を買ってもらうか努力してきたときに、国立競技場の問題が出て、2500 億が

1500 億円なったり、3000 億になったりして、1000 億単位であんな話していると、何してきたのだろうと、俺たち。100 億円でも増やすぐらいのことを、だからやっぱり図書館会挙げて、国に日本の文化の基礎になっているのは書籍だし、それを支えているのは図書館だから、図書館の資料購入を増やせと。それは国民誰も反対しないと思うのですよ。その辺のこと総理はなぜ分かってくれないのかなと思って、本当になんかばかばかしくなってきた、努力したことが。1000 億単位で上がったたり下がったり毎日、本当はもっと多かった。その多いって言うのは 10 億多い 20 億じゃないのですよ。1000 億単位でしょ。日本中の本の資料の、大学の資料の購入費の総額に当たるみたいなものが、下がった上がったって言うのをやっている。

三つ目は、先程の人材の話があったのだけど、買うほうも非常に知識があってプロで、指定管理者もそうだし、われわれ本屋さんや出版会もプロで、プロ同士が話し合いをしたら、限られた予算の中でいいものが提供されていくのだけど、最近特にこれは大学図書館もそうなのだけど、大きな組織の中のルーティンで人が動いちゃって、買っているほうが素人なのです。こっちは玄人なのに。そうすると国立競技場みたいに、建設会社は超プロですよ。買っているほうはもう予算のことしかないから、中身など見ないという方が。ぜひ僕は人材の話というのは、図書館にプロを、もっと本の分かる人で、われわれ出版会や本屋に、そんなもの作ったって図書館買わないよというような人たちを培っていかないと。多分ここにいらっしゃる方は、ここにずっと一生居るなんて思っている人居ませんよ。どんな建物を建てるのか知らないけど、吉住区長の後ろで偉くなりたい人多いと思いますよ。極端なこと言っています。

最後は、ここへ来るときエレベーターで登ってきたら、小学校 3、4 年の男の子が居たから、「宿題しに来たのか？」と聞いたら、「違うよ」と、「何しに来たの？」と言ったら、「友達とここで約束したのだ」「本好きなの？」と言ったら、「本当は好きじゃない」と。だからそういうようなものを全然置いといて、難しいこと言っていたって、やっぱり図書館の発展はないということなので、公共図書館の資料費をもっと増やせという運動をやっていくにはどうするのかということもぜひ考えてほしい。どうも極端なこと言ってますみません。

【委員】

会議の進行としては第 3 章にもっと時間割きたいのだろうと思うので手短にしますが、今、委員が言われる資料費の増額は確かに必要ですが、これが新宿区の図書館運営協議会で取り上げていいかどうか、もう少し大きいところでぜひ取り上げていただきたいと思えますね。一自治体ではいかんともしがたいところもありますので。

それで私は 7 ページの所の、公立図書館の近年の動向で、先程、図書館事務局はこれは前と変えてないというふうにおっしゃったのですが、これに関してやっぱり 1 点だけ言っておきたいのは、特に②公立図書館の経営の変化と、⑤電子書籍の市場規模、それから⑥電子書籍導入図書館。ここだけ読むと、電子書籍や電子書籍を入れている図書館は右肩上

がりでどんどん増えているかのような書きぶりですが、これはちょっと違うのではないですか。特に⑤の電子書籍の市場規模は、これはもうよく知られた話ですが、圧倒的に多いのは、携帯コミックと、携帯小説と、携帯写真集ですよ、だからまともな書籍はほとんど電子書籍化、特に図書館向けにはコンテンツ化されていないのですよ。そこの現実をちゃんと書かないと、これだけ見るとどんどん増えている。図書館導入数も一番下、平成 19 年が 1 館だったのに対して、26 年で 31 館に増えている。そこの利用実績は見たのですか。これは、いくらも使われてないのではないのですか。つまりコンテンツが貧弱だから、ほとんど使われてないのですよ。導入した直後みんな面白がってアクセスしますが、その後はさっぱりじゃないですか。そういう実態もきちんと書いて、むしろ私は、これからは紙の本をきちんと収集していくということのほうが、公立の図書館、あるいは税金を使った図書館としては必要だと思います。

②でも、これだけ見るとどんどん増えている感じのように書いてあるのですが、もうここ 2、3 年貸し出しは横ばいから減っていますよ、全国的には。これ図書館の数も同じで公共施設全体の見直し、ですから、つまり老朽化したときに前と同じように単独で建てられるかというところではなくて、やっぱり複合化、多機能化していかないと、とてもじゃないけども税金では支えきれないのですよ。合併した所ではもう図書館の統廃合が始まっていますから、新しくできる所もあるのですけれども、統廃合で減っている所もあります。代表的な所は、複数館あった県立図書館はもう廃止されており、埼玉県は四つあったのに、二つに廃止されています。沖縄県でも図書館は減っています。そういう現実を見据えた上で、新宿のこれからのありようを考えるべきだと思います。この書きぶりは明らかにどんどん増やそうというようなトーンで書かれていて、④の出版販売額の推移の所だけはきちんと正確に減っていると書いてある。忠実にやるのだったら私は②や⑤、⑥も実態に合った書きぶりにしておかないと、誤解を招くと思います。

【委員】

ところで、桶川構想って知っている？ 今新しい構想になっている。新しい建物に図書館と書店と全部含めて。

【委員】

あと青森県のもそうですね。だからそういう図書館としての多機能化っていうのは間違いないと進んでいくと思います。

【会長】

では、7 ページの近年の動向については、もう少し説明を加えて、必ずしも右肩上がりじゃないというところはぜひ表現していただければと思います。

【委員】

8 ページで、23 区の公共図書館との比較、新宿区の順位というところですが、平均データは 10 位以下、11 位、12 位ぐらい。本来だったら 4、5 番に入らなきゃいけないのに、随分低い順位なのですね。地域図書館 8 館全部を私、回ってまいりまして、老朽化が非常に進んでいると。具体的に言うと戸山図書館とかなんかもかなり老朽化していると。それから単独の所はいいのですが、併設している所で老朽化すると、図書館だけで建て替えができないものですから、なお先送りされてしまって、結局はそういうところで廃止という形になってしまうのではないかと思われるので、将来的に言うと地域図書館がどのぐらい頑張れるのかということにかかっていると思う。今新中央図書館は事実上絵に描いた餅でありまして、当分その餅は食べられないと。この 3 年計画の間ではとても実現できないと。そういうふうに今前提で考えますと、地域図書館をどうやって充実させるか。現状の校舎でやっている中央図書館でのサービスをどれだけ拡大できるか。それから利用者の拡大という、ユーザー側から言いますと、サービスポイントみたいのを増やしていけるかどうか。非常にできる課題っていうのは限られておられると思われるので、実際は。計画は大変立派でみんな充実で、継続で、いいのですが、これは予算獲得のための一つの自明であって、実際やれることっていうのを考えると、この 3 年間でやれるというのは非常に少ない。特に中央図書館はできないということを前提にして、地域図書館は今、指定管理やっていますけれども、内部もかなり老朽化していて、はっきり言ってみすぼらしいわけですよね。例えば渋谷区とかなんかと比べてみると、新宿だけはやたら古くてみすぼらしいと。建物自体は変えられないけれども、内部のリフォームなんかも含めて少しは見栄え良くしてあげたいなど。

それから、中町図書館の場合ですと本がいっぱいあり過ぎて、もう人間が防空壕の中で本を読んでいるみたいな状況になってしまうので、本を充実するというコンセプトですけども、人間が主役なので本が主役になっちゃいけないので、資料を減らして、もう少しゆとりを上げるというような形で、全体としてはこの計画でいいけれども、もっと柔軟にできたらいいと思います。

【会長】

24 ページから 25 ページの辺りですね、そこは見ていきたいと思います。その他いかがでしょうか。

【委員】

2 点あるのですが、第 1 点ですが 6 ページの図、こちらもすごく改定されていて、以前のものより非常に見やすいなと思っています。私にとっては非常に分かりやすいな、というのが 1 点です。

あともう 1 点ですが、7 ページで公立図書館をめぐる近年の動向の③、通信機器の

利用状況というものがあります。こちらですけれども、次にひもを解いていくと、IT化に結び付ける話の背景になっていることなのかなという理解ですけれども、先程、9ページのITの利活用の推進という所では、システムの充実とITのさらなる活用という所で、具体的に内容はデータベースですとか、システムの改修ですとか、電子書籍化という話だったのですけれども、それは必ずしも、この通信機器の利用状況には直接的には結び付きが少し薄いというか、この通信機器の利用状況だけ見ると、スマートフォンの利用が急増していますということではあるのですけれども、ここだけ見ると、もしかしたら図書館でスマートフォンを使って何かこれまでになかったサービスができるのかなというような印象にも見えてしまうのですね。ただし読み進めていくと、結局データベースだったり書籍化だったり、何となく通信機器の利用状況の数字とはひも付きが薄いなという印象を持ちました。

【会長】

今の点についてはいかがでしょうか。

【図書館側委員】

直接的にという回答ではないのですけれども、図書館としては今年、この計画とは関係ないのですけれども、スマートフォンとかをお持ちになって、インターネットにアクセスしたいというご要望、それとリンクして書籍を調べて、もっと深く調べていきたいというご要望が利用者の中にあるので、Wi-Fiも入れるような形で今計画をさせていただいているところではあります。

【会長】

それでは第1章、2章の所を一応終わりにします。きょうの本題となります、第3章ですね。今改定した基本方針についての所を、全部まとめてやりますと分かりにくくなりますので、21ページの使命について、いかがでしょうか。「区民にやさしい知の拠点」について説明している所ですけれども、何らかの不足があれば、ぜひ。

それではI「区民に伝える図書館」の1から5までの項目について議論願いたいと思います。

【委員】

私はこれを見て分からないのは2と3の違いですね。そこはもう少し説明がいます。これ、2と3は分けられるのでしょうかというだけです。つまりこれは資料と情報の違いだけなのですよね。

【会長】

ここについてはいかがでしょうか。分けた理由といたしますか、それからあるいは、こう違いますという理由があれば補足していただければと思うのですが。

【図書館側委員】

これは、旧方針のものを引っ張ってきている部分と、それから新中央図書館の多様なメディアといったような部分と、ちょっと混乱していますので、ご指摘のように情報と資料の違いだけっていうことであれば、もっと地域資料の充実の所を一本にして書き込んでいくような形に変えたいと思います。

【委員】

そんなにあっさり認められても。なぜかという、3番の取り組みの所を見ると出版物に限らずとなっているから、私はいわゆる紙媒体になっていないような、例えば新宿区の公式ホームページに書かれているようなものを、ウェブアーカイブのようなことをやるのかなと思ったら、それはというと区内刊行物を網羅的に収集保存でしょう。これだったら上の地域資料と同じことになるので、もう少し情報らしい、つまり刊行物とか出版物になってないようなものも収集するのかなと思ったのですよ。それであればそこをもっと明確に打ち出すべきだろうと。ところが今あっさり館長が認められたので、だったらこれは2の中に含まれる話だと私は思いますね。ウェブ辺りのようなことを新宿に関して網羅的にやって、過去のウェブページも見られるとかっていうふうにするとそれはそれで面白いな。ただ、それを図書館がやるのがふさわしいかどうかはまた別の話ですが、と思いました。一緒にするのだったら私は本当に3が2と一緒になると思うのです。

【会長】

よろしいですか。

【図書館側委員】

その辺の情報というところの意味について、もう一度確認をして改定させていただきたいと思います。項目を残すなら残すで、どうしたいのかということも。

【委員】

その点についてよろしいでしょうか。どこの図書館か忘れてしまったのですが、4年ぐらい前に見学に行った所に、地域のイベントとか、あるいは子育ての情報とか、そういうものがすごくたくさん並んでいたのですね。ですので、私はそういう捉え方で刊行物やなんかではなくって、地域情報、イベントや地域の子育て情報とかそういったものを考えて、そういうふうなものかなと感じていたのですけれども。

【会長】

そういう情報も有り得るということですね。この地域情報というものの実態を、もうちょっと精査していただくというところで、もし3をそのまま残すのであれば、この内容を見直してください。

【図書館側委員】

ここに書いてあるのは出版物というのは、一般に本屋さんで手に入るようなそういった書籍ですが、今おっしゃられたのは区内刊行物でもいわゆるチラシでありますとか、パンフレットでありますとか、そういったものをここには想定していたのですが、その辺の情報ということと、紙媒体というところのしゅん別がなかなか難しいところですが、今おっしゃられたようなことはここでは想定しています。

【委員】

そういうものがあるととってもいいなというふうにそのときに感じたのですね。例えば新宿区の場合には出張所なんかに行くとそういうものが置いてあったり、地域センターに置いてあったりするのですが、そういう所を利用しない方というのは結構多いのです。ですので、図書館でそういうものが置いてあると、みんなチョイスして自分の必要なものを持っていくという、情報として得ていくというような、そういうふうな考えで、もしあれでしたら地域情報というところを私は捉えさせていただいていたのですけれど。

【図書館側委員】

趣旨はそういうことです。

【会長】

では、ここは紙に限らず、いわゆるインターネット上の情報とか、さまざまな情報も含めて考えていただいて。

【委員】

4番の行政資料や公文書と合わせて、2,3,4のすみ分けということもやったほうがいい。

【会長】

2から4について区分をもう一度考えてみるということ。

【図書館側委員】

4月からの新資料係長としてきた梶です、よろしくお願ひします。今、委員のほうから

地域ごとの情報が、そういったものもこの地域資料の中に一つ考えられるのではないかというお話もありましたので、2、3、4 どのように整備させていただくかはありますけれども、その辺もできれば地域資料という中に、そういった視点も含めてというふうにも考えておりますので、一言付け加えさせていただきます。よろしくお願いします。

【会長】

それでは、この1についてのその他いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】

私ども出版会から致しますと、やはり図書館さんに一番お願いしたいのは、最初の蔵書の充実というところでごさいます、区立図書館全体のバランスを考えた蔵書構成ということ、確かにとても大事だと思うのですが、恐らく先程、図書館密度の話がありましたけど、新宿区はそう広くない所に館数は結構あって、地域で利用するという意味では随分良くなっているのではないかと思うのですが。一方で、これは新宿に限ったことじゃなくて、いわゆる分館、地域館の多い所でよくあることなのですけども、比較的小さい所がたくさんあると、それぞれの蔵書が、はっきり言うと分かりやすい一般書中心になってしまって、一般書がたくさんある図書館だけがたくさんあって、専門書とか学術書とかがあまりそろわなくなる傾向があるのですね。これは地方に行くとなので、むしろ一つだけ中央館っていう立派なのがあると、そこに行けば何でもあると。新宿の場合もちろんこちらの中央図書館に比較的そういうものをそろえていただいていると思うのですが、私はいつも新宿は日本の東京の中心だと思っておりますので、もっとそういう意味では、新宿の中央図書館行けば何でもあるよねっていうぐらいのレベルを期待したいなと思っております。今一つ問題が、地域館指定管理されていますよね。指定管理されている所は選書もそれぞれの業者さんに？ その辺の区分けはどうなっているのでしたっけ。

【図書館側委員】

選書は区で購入しています。地域図書館の司書の職員の方も関与はします。購入は全部。それで週に1回パターン選書といたしまして、見計らいをこの中央図書館で選書会議というようにやっています、それぞれの館の特色を生かした、バランスとかそういうことも考慮して、統一的に中央図書館のほうで購入をして。

【委員】

いわゆる一元管理されているということですね。それでしたらバランスという意味では大丈夫なのでしょうけども、先程、ちらほら出ている立派な新しい新中央図書館待望論ということも合わせてですけども、ぜひ他の区から新宿に聞いてみよう、新宿に行けばあるよっていうぐらいの充実した書籍のそろった図書館を目指していただきたいというふう

に思います。これは要望でございます。よろしくお願ひ致します。そのときに電子がどうかということ、先程お話をございましたけど、現状ではわれわれ出版会のほうが十分にコンテンツを提供できてないということもあるので、あんまり焦って無理に電子をそろえるよりも、先にやることはあるのではないかなというのが私の考えであります。以上です。

【図書館側委員】

先程、館長からご説明致しました選書会議についてちょっと補足させていただきますと、選書会議は当然中央で一括して選書の会議というものを設けておりますけれども、中には当然地域館の司書の方も参加していただいて、知見等活用しながら進めているので、一括購入はこちらのほうですけれども、当然いろんな指定管理者も活躍しているということがございますので、一つ付け加えさせていただきました。

【委員】

2、3については私も先ほどのような疑問を持ちましたのでよろしくお願ひします。それから一つ、5番の相互貸借という項目が上がっていますが、この考え方についてお聞きしたいのですが、こういう結果とか相互貸借というのが出てくるというのはあまりないのかなという気もするのですが、過去の現行の基本方針を見ると相互貸借件数が指標として上がっていて、その件数で評価されているというようにも見えるのですが、相互貸借の件数が多い、これを増やしていくというのが果たして単純に良いことなのかという疑問もありまして、利用者サイドから言うと、相互貸借せずにすぐに利用できたほうが良いというふうにも捉えられるのですが、この相互貸借の観点がこの基本方針に載っているその考え方についてお聞きしたいのですが。

【図書館事務局】

こちらに項目を載せているのは、相互貸借のことを知っていただきたいということも一つあります。リクエストすれば大体どこかから手に入れて提供していくということをやっており、そして、なるべく断らないという方針が新宿区にはあります。購入するには限りがある中で、よそから取り寄せてでも提供しますよ、という姿勢を見せたくて書いている部分があります。ただ、件数がそんな増えたり減ったりしているわけではないのですが、どれぐらい数があるのか、それをお見せしたくて実績にも載せています。

他の自治体ですと、区内に住んでいる人だけの特典みたいにしてある所もありまして、これはあまりPRし過ぎると新宿区もパンクしてしまうので、内部で検討していくということも含めて載せている項目です。

【会長】

よろしいですか、そういうお答え。

【図書館側委員】

ニュアンスの補足だけさせていただきますと、相互貸借は区民の方に伝えるという項目の中で、新宿区だけで購入しきれないとかというようなときに、23区、あるいは都内の他の自治体と連携をしてしっかり提供させていただくと、そういった趣旨で載せているということでございますので、補足させていただきます。

【委員】

そういう意味でこれ他自治体との連携ということをやろうのであれば、逆に新宿区が他の自治体に提供している数も出すべきじゃないですかね。

【図書館側委員】

新宿区が他自治体へお貸しした、それから他自治体からお借りしたという数は出ますので。おっしゃるように相互貸借ですよ。

【会長】

今この相互貸借をやっていない図書館はありませんので、これは当然方針として載せて構わないと思うのですが、それを今後どうしていくのかっていうところが重要だと思いますので、そこら辺を明確にしていければということだと思います。

【委員】

ちょっと今の相互貸借だけど、千代田区の図書館行ったらあるのですよ、そっち行ってくださいって言うのはいけないのですか。こんなに交通が便利になったときに、それを持ってきてまた返すなんてやると、その費用誰が持つのですかと。費用対効果論っていったら、千代田区中央図書館にありますから、ご紹介しますから行ってくださいとは言えないのでしょうか。僕はそのぐらい言っていると思う。そんなに甘やかしちゃいけないと思うのですよ。読みたい本がそこにあると教えるだけで僕はいいと思っているので、あんまり何でも取り寄せますよと、古本屋で500円で売っている本を宅急便で送ってきて返すみたいな、そんなばかなことをやっている日本の状態じゃないでしょ、今。

【会長】

その辺については、どういうふうに切り分けているのでしょうか。

【図書館側委員】

新宿区は都内全域の方を利用者として相互貸借を受けています。他の自治体では、自分の区民だけであったり、在勤在学の方だけというように利用者に制限を設けている区が増

えています。新宿区は制限していないので、予約件数が伸びています。従事する職員の数や経費等にも限りがありますので、利用者制限も考えていかなければならないと考えています。一方で「行けばいい」という考えもありますが、やはりいけない方、高齢の方などから「この本をどうしても読みたい」という希望は叶えていきたいと考えています。

【会長】

相互貸借の場合に一つ条件となれば、その人は先方の図書館にあるものを利用できるかどうかの問題ですよね。そこに行ってもただ館内閲覧しかできないという図書館もあります。そうすると貸し出しできないということで、だからこちらで借りたいというそういう要望が多いのではないかと思うのですが、新宿区は都民全部が利用できるのです。そういうことがないけど、相手方がそういう制限を持っていることもありますので。要するに新宿の方をお断りですという所もありますので、その切り分けができるのではないかと思うのですが。例えば足立区にある本を新宿の区民が利用できません、行けば見られますけど貸し出しはできませんという対応になると思うので、そこら辺ルールはあるんでないかと思うんですけども、そういうルールは特に作っているわけではないんですか。要するに貸し出すのはいいんですけど、相手から借りるほうのルールというのはあるのですか。

【図書館側委員】

借りるほうのルールとしては、優先順位は設けていますが、利用制限を設けている区からも相互貸借を受けることは可能です。

【会長】

でなくて、利用者のほう。どういう利用者が。

【図書館側委員】

相互貸借？ それは登録している方は全員今相互貸借できるという形になっています。

【会長】

ですから、そのルール作りということはこの中に今聞いていて必要だなと思いますが。

【委員】

新宿では、利用者登録が誰でもできるのですよね。これがいいとか悪いのではないのですけど、私の知人なんかととにかく新宿で利用登録しちゃえば、どこの本でも借りられるから、全然違う所に住んでいて、自分の所の図書館使わないで新宿で利用者登録して、全部職場の近くの区立図書館で借りて、便利と言って喜んでいる、それは、区民の立場からしたらどうなのかなとちょっと思いますよね。

【図書館側委員】

おっしゃるように、そういう弊害も今出ているところなのです。今後の私どものほうで検討していきたいことは、都内在住であれば新宿区立図書館できるので、先ほど委員もおっしゃられたように、新宿区にそういう方は実際に借りに来てくださいます。登録ができるので、借りに来てくださいますというふうにしていくというのが一つの考え方だと思うのですね。都民在住じゃない、それからいわゆる在住要件、それから在勤在学要件、これは区内だけです。に、どうしても当てはまらない人についてそういったことをやるとか、あるいは来館が非常に困難であるとか、何かそういったような制限を掛けていきたいというのは先ほどの趣旨です。

【会長】

じゃあこの辺についてルールというのを、どこかで議論してかなきゃいけないということになるかと思います。それでは、次に進んでよろしいでしょうか。Ⅱの「区民を支える図書館」という所で、6から11まであります。ここについてはいかがでしょうか。はいどうぞ。

【委員】

単純な質問ですけど、9番の非来館者型サービスっていうのはどういうサービスを想定されているのでしょうか。

【図書館事務局】

レファレンスサービスに特化したことと言いますと、今電話ではお受けしていますが、よそではメールで受けたりとか、何かフォームに入れてというようなものでレファレンスをしているところもありますが、そういうようなレファレンスサービス。それから、誰にでも、というわけではないですが、障害者とか高齢者に限って、家庭配本という宅配サービスをボランティアの力を借りて行っています。これを郵送でやり取りするとか、そういうような非来館型サービスを考えておきまして、これについてはまだ漠然としている点が多いので、それを検討していきたいということです。

【会長】

従来非来館型というと、電子資料の提供とか、図書館行かなくても利用できるそういうことを言うのですが、この場合団体企業等への活動支援の中での非来館型ということで、ひょっとしたら新しいサービスかなというところもあるのですが、どんなことが非来館でできるかっていうことを具体的に今考えていかなきゃいけない部分かもしれません。電子的なものを言っているわけではないということです。電子的な資料提供ではないとい

うことですね。

【委員】

6の「区民の課題解決支援」ですが、今たまたま事務局がレファレンスの例を出されたのですが、区民の課題解決のところ、地域のいろんな課題、ここに子育て、医療、法律、多文化共生が挙げられているのですが、もう少し新宿区にとって身近な、日常生活の問題を例として挙げたほうがいいと思いますけどもね。近隣騒音だとか、あるいはごみ処理の問題だとか、地域の安心安全というのですかね、子どもたちの安全ということもありますしね。そういうふうなことを町内会で取り組むときに図書館が場所を提供したり、あるいは資料を提供したりっていうことが必要で、そういうのを気軽に問い掛けられるようなレファレンスカウンター、あるいはレファレンスサービスを実施ということが、この全体のどこか、他の所にはあるのならともかく、ないとすれば6の所にももう少しそういう表現があるべきだろうと思います。この取り組みの中に、3行目のまた外部の専門家っていきなり外部にいつっちゃうのですが、子育て、医療、法律、そして今私が言った地域の安心安全とかは、区役所の区長部局ですよ。子育て支援課があったり、地域健康課があったりとか、そういう役所と連携をして、これは区民の課題解決を図っていくべきであって、外部に行く前にまず新宿区の内部との連携強化ということも考えるべきではないでしょうか。さらにいきなり今度はオリンピック、パラリンピックという、これはこれでむしろ国民的課題なのですけれども、もちろん新宿がかなりメイン会場を含めていろんな会場があるのでいいとは思いますが、もう少し身近なところで、日常生活の中で感じるような疑問だとか課題の解決に図書館も支援しますよということであれば、やっぱり私はまず区役所の中で、区長部局の他との連携ということをやりたいと思います。レファレンスについてはどうなのでしょう、ここ以外の所で取り上げられているのでしょうか。

【図書館事務局】

レファレンスは一元してこの区民の課題解決支援の中に入れていきます。区役所との連携は現在もしているのですが、抜けている部分なので追加していきたいと思っています。オリンピック、パラリンピックについてですが、前期の図書館運営協議会のときに、どこかに載せたほうがいいというご意見から考えて6番にしたのですが、他どこかうまく載せる場所があれば、逆に教えていただけるとありがたいなというところです。

【委員】

12番はいかがですか。今の12番の中に、魅力あるイベントの実施の中に、オリンピック、パラリンピック関係を含めて載せたらいかがという提案です。

【図書館事務局】

ありがとうございます。

【会長】

では、「区民の身近な問題」について、区役所内の内部連携のことをいれるということですね。それから、ここに多文化共生がいきなり入っているのですが、多文化は8番のほうでもいいのではないかなと思うんですよね。ここに多文化を持ってくる必要はあんまりないかなというふうに思いますけどね。その辺りいかがでしょうか。

【委員】

6番で新宿区の他の部署との連携、それから11番での行政支援についてですが、本来は組織図との関係でいくと、中央図書館が教育委員会に所属しており、新宿区の他の部署とはいわば独立した形になってしまっているために、この連携が弱い。この連携が弱いために、図書館自身もレファレンスサービス能力が低くなる。それから行政支援といっても、これといった行政支援も得られないという形で、自分の持っている能力を十分発揮できないような仕組みになっているわけですね。連携を強化しますといっても、組織図を変えないと原形のままでは連携強化はなかなかできない。これは補助執行みたいな形で、区の他の部署とは連携ということではなくして、一体的にやるということであれば当然行政の支援もできますし、こちらの新しい新中央図書館作らなくてはいけないというときにも強化ができるので、この組織と仕事の分担が、一体的に役所の場合だとできているが、図書館のように組織上分離されていると、他との連携が難しいという一般的な問題があると思う。特にこの区民の課題解決というためには、区職員たちがその課題解決できるだけの能力というのがなければ、変な人に相談行っても困るわけですね。返って紛争が生じてしまったり、あるいは相談は承りますけど、問題の解決には至りませんというのが多いんですね、児童相談所なんかもそうなんですけど。そういう形で、レファレンスというのを強めるためには、この相談を受ける人の能力が高くないとできない。行政を支援するなんていうのは、行政のほうに専門性があって、とても図書館に支援できるだけの能力がないと思います。そのように考えると、この区民を支える図書館であるためには、やはり組織図を見直すというのが一つの方向性じゃないかと思いますけど。

【会長】

今のはすごい大きな問題で、これは日本中の図書館の大きな問題になってしまいますけども、実際に図書館も、随分こういう一公共団体の中の役割っていうのは大きく見直しておりますので、以前ほど分離独立しているようなものではないのかと思いますけども、そこはそれぞれの自治体の中での役割分担というか、連携強化というところで話されていると思いますので、今組織を見直すということになるとこれは全然立ちいかななくなると思います。

【図書館側委員】

ちょっと議論が進んでしまったところだったのですが、今の話と、それと前の委員の方の発言、6番の区民の課題解決支援というところで、役所の支援が先じゃないかというお話がございましたが、区民の課題解決支援というのは、区民の主体的な課題解決を支援するという趣旨でここに載っている意味があるのかなと。もし課題がその地域であった場合、役所は解決するのはむしろ普通ということでございますので、という趣旨ではここにはあえて載っていないくて、図書館もこの基本的な方針としてやる役割としては、区民の方が自主的にとか、あるいは役所に行ったけれども役所のほうじゃなくて、むしろご自分たちでやられるようなときに支援をさせていただくというような意味で載っているのかというふうにちょっと思ったものですから、なのであえて役所の支援というのは省略させていただいているような気がしましたので。

【委員】

違いますよ。私が言っているのは、区民の問題解決に、図書館だけではなくて図書館が区役所と連携して対応するという意味ですよ。別に区役所を支援しろと言っているわけではないです。むしろそれは11番のほうに当たると思います。そこは誤解のないようにしてほしいです。

【図書館側委員】

あともう1点ですね。オリンピック、パラリンピックの入れる場所について、これも12番のイベントのほうにというご意見があったところなので、それはそれでありかというふうに思うのですが、もしくはこのオリンピック、パラリンピックの気運醸成というのは、外見的には確かにオリンピック、パラリンピックのイベントということも当然でございますが、図書館として例えばオリンピック、パラリンピックに関連した蔵書を充実していくということで、気運を醸成していくということで考えさせていただければ、例えば前のページの21ページの1番の蔵書の充実という所も一つ入れられる余地があるのではないかとこのように思いましたので、ちょっと一言入れさせていただきました。

【会長】

蔵書の充実というほうですね。これはそういう項目として特にここに入れるかどうかですけれど、充実という中にそういうオリンピック関係、パラリンピック関係をそういうことはできる。大いにやっていただけるかと思えます。その他いかがでしょうか。先ほどの委員が人材育成というお話がありましたが、これは後の6の項目の最後に人材の育成というのがありますので、そちらのほうで議論していただいたほうがいいと思えます。よろしいでしょうか。

【図書館側委員】

これも先ほどの説明、9番ですね。非来館型サービスということで、例えば郵便で図書館に送るといふようなことも考え得るのではないかといふような話もございましたけれども、この位置付け、区内に活動する団体の支援といふところから察するに、例えば区内で活動されているボランティアグループとか、あるいは地域団体とか、町会等が、何かしらの団体の活動としてそういったその資料を使いたい方、あるいはその地元のおじいちゃんおばあちゃんに届けたいといふようなことのときにそういった活動を支援すると。例えば資料を提供させていただくといふような、それも非来館型サービスでは考える余地があるのかなといふふうに思いました。

【会長】

8番に高齢者の問題も書いておりますので、高齢者、あるいは障害がある方に、非来館型サービス、例えばこれはそのことになると思うのですが、ここは団体とか企業といふことなので、非来館型をどのようにするかについては、ちょっと考えたほうが良いと思います。あるいはここに非来館型といふのをもし入れるなら、これは明らかに図書館を使っていない方のイメージですので、図書館に来なくても図書館の利用ができますよといふのは一体何なのか、考えなくてはいけないのではないかなと思いますね。従来から言えば、例えば先ほどちょっと電子書籍の話になりましたけど、それを提供するとか、そういうところは非来館型で挙げられますけども、団体企業への電子書籍はあんまり意味がないので、何なのかなといふところですね。ここにもう少し説明を加えていただければと思うのですね。むしろ図書館未利用者への対応といふところをここに加えるなら、他の項目としてもう少し書き方があるのかなといふところもありますので、区内で活動する様々な人々と、図書館未利用者がどうも結び付かない部分がありますので、ここももう少し整理が必要かなと私も思いますけどね。よろしいでしょうか。

Ⅲ「区民が集う図書館」に移ります。10ページを見ていただいても分かるように、ほとんど新規の項目ばかりでありまして、12から16が全部新たな項目といふところになります。先ほどオリンピック、パラリンピックに関して、12のこの魅力あるイベントの実施といふ中に関連で含めたらといふご提案がありましたが、これはその実際そのときになればイベントといふことでピッタリ合うと思いますのでいいと思いますが、その他日常的なこういうイベントとかの問題はここに入ってくると思います。それからこの中では3年の計画ですので、その中でどんなことが実際には行われるか、どんなふうにイメージするかといふことだと思います。

【委員】

質問ですが、この項目は「区民が集う図書館」といふ部分ですよね。ここでイメージさ

れているのはやっぱり中央図書館なのですかね。私は、地域図書館でのイメージがちょっとなかなか沸きにくいです。また、13番の「多様な学習機会の提供」などは、地域館でもやるのですかね。15番に「区民との協働」というのがありますよね。こういうのは地域館でも図書館サポーターとして活躍できる場面があるのかもしれませんが、どちらかというところだと12番だとか13番だとかは、むしろ新中央図書館をイメージしているのか、それとも地域館でも全てこれは実現させていくというつもりなののでしょうか。そこを確認したいのですけど。

【図書館側委員】

12番は新中央図書館等基本計画から引っ張ってきているということで、当然地域図書館はスペース的にもこういったことがなかなかできる状況にはない館ももちろんあります。ただ、多くは複合施設の中にありますので、例えば地域センターと連携して図書館のほうもいろんな地域館の中でもやっています。それからあと生涯学習課、社会教育会館と併設している施設もございまして、こういったものが他の単独館、鶴巻図書館と西落合図書館以外は全てこういった集会機能を持っている施設と併設になっていますので、そういった所と連携して行っていけばこういったことは可能であるというふうに考えています。13番につきましても、そういった生涯学習とか地域センターでのいろんな講座講習などがそれぞれで行われておりますが、そういったところの活動成果を、図書館も連携したような形で、場所は図書館の中ではなかなかできませんけれども、複合施設の中での展開というものを今後考えていきたいという趣旨で載せてございます。

【委員】

地域館でできるのだったらいいとは思いますが、例えば14番の「区民が情報を発信したり、情報を交換したり、意見を伝える機会と場を検討する」というのも、地域館でそういう対応は、先程も指定管理者の話がありましたが、そういうところで対応できるのであればいいと思いますが、どうしても新中央図書館とイメージが重なるので、これを言うのであればやっぱり中央図書館の建設というのは前提になっているので、そこが確実にないといこれらはなかなか言いにくい。特に先程の12番は、そこは新中央図書館の計画すごく気になりました。16番の取り組みの所は、上記12から多分15番という意味なのではないでしょうか。

【会長】

15でいいですか。じゃあ15に訂正してくださいね。ありがとうございます。今新中央図書館で行われるそのようなイメージを持たれているということですが、実は私事で申し訳ないのですけども、私がいろいろ企画をしております、戸山図書館でいろんな学習機会の提供を私が学生と一緒にやっております。もう既に5回ほどそういう講座を作ってお

りまして、この秋にも実はやるのですけど、これは大学の一つの事業成果としてやっております。では、図書館側委員をお願いします。

【図書館側委員】

確かに地域図書館の館長からは、「集う」というのは難しい、スペースがないという意見が出ています。しかし、利用者のニーズが分からないと新しい企画はできないので、地域センターや学校の多目的室を使用して意見を聞いています。

【委員】

先ほどの16番の位置付けに関する確認と、もう一つ質問ですが、まず16番は、環境づくりに当たると思いますので、全体構成からすると第6章の「図書館環境の整備」に移していただくのがいいかと思いました。それから質問点としては、区民との協働の際に、読み聞かせのボランティアの方などについて、協働できる体制の整備ということなのですが、この体制を整備するということが意味しているところは、例えば研修会を行うとか、そういったことを指しているということによろしいですか。

【図書館側委員】

年に1回、サポーター講習会を開催しております。どうやって読み聞かせをしたらいいとか、あと手遊び歌はどういうものがあるのかを講習会で学ぶ機会をつくっています。

【委員】

それはつまり行政として行うサービスをボランティアさんに担っていただく場合に、一定程度のレベルを保つと、そういうことによろしいですね。

【会長】

もう一つ、16番のこの環境づくりですけど、これの位置付けはどうでしょうか。VIのほうに回すというところは。

【図書館側委員】

おっしゃるように、これは環境づくりのほうがなじむというふうに思っています。大規模な改修とかそういうことではなくて、いわゆるサインや掲示物やそういったような工夫をしていくということでの環境だろうということでございます。

それから、先程のサポーターとの協働の体制のことですが、今サポーターの活動する分野も、今後また充実させていきたいというふうに思っています。この間もいろいろと読み聞かせや、家庭配本という典型的な活動があるのですが、それ以外のこともいろいろと雑誌でありますとか、CDでありますとか、そういうところにいろいろ関与していただきまし

て、またサポーターの方々と何か一緒に企画をすとか、そういったことも今後展開していけたらという意味で考えています。

それから、先ほどの新中央図書館との関係ですが、ここの中ではやはり新中央図書館がこの方針を実現すればなくていいというふうに取れるようなことにならないように、きちんと表記はしていきたいと思っています。新中央図書館の基本計画がこん中でもやもやっという形になっちゃうってことは避けたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

【会長】

それではだんだん時間も迫ってきておりますので、次のIVに移ってよろしいでしょうか。IVは17番から22番ですけれども、「子どもの健やかな成長を応援する」という所です。ここについてはこれで良いかどうかというところです。

【委員】

18番の「読書環境の充実」の所で、なんかふーっと読み飛ばしてしまいそうなのですが、家庭、地域、図書館、学校等による蔵書等を整備し拡充していきますっていうのは、これ新宿区が本を買い上げて家庭に配るということなのですか。あっさり家庭の蔵書を拡充って、私どもにもお勧めの本がございますので。具体的にどういうことを。いいことだと思っております。

【図書館側委員】

ここの第4章は、現在新宿区子ども読書活動推進計画、次年度からの第4次の計画を作っています。第4次で過年度から継承してきたものが、まずその読書の環境ですね。だからこれを整備しますと書いてあるのが、読書環境を整備していくという意味で、本をご家庭に差し上げるということの意味しているわけではないのですが。子どもたちの育っていくステージとして、家庭、学校、図書館、地域というものがあるわけで、それぞれに読書が気軽にできる環境をつくっていきましょうという趣旨です。なので、そこはもう少し書き込んでいきたいと思えます。ただ、0歳児にブックスタート事業とか、そういったところで絵本をプレゼントしたりとか、3歳児のときも図書館のほうからそういった年齢にふさわしい図書をお届けしたりとかしてございますので、全然そういった意味でのことは全くやってないというわけではないのですが、その辺はよく分かるように書きたいと思っています。

【会長】

ではもう少し詳しく説明をしていただければと思います。

【委員】

子どもの項目ですけれども、図書館のいわゆるヤングアダルトサービスは、ここに含まれているという考えでよろしいのでしょうか。子どもの読書活動推進計画はおおむね 18 歳までとなっているので恐らくそうなのだろうと思うのですけれども、子どもというと幼児、小学生というふうにイメージされる面が強いので、どこかに文言として入っていたほうがいいのかという気は致します。

【会長】

ヤングアダルトについては子ども読書推進計画の中に入っています？

【図書館側委員】

入っています。

【会長】

では、17 番の中に入れられるということで。

【委員】

そしてら、21 番の学校は中学校まで？ 小、中ですよ。

【図書館側委員】

そうですね。

【委員】

そこ小、中と書いたほうが良いと思うのですよ。

【会長】

ここはまだありますでしょうか。

【委員】

地域図書館を回ってしまして、小学校と地域図書館というのは結構連携があるのですが、中学校になるとほとんど連携がない。ヤングアダルトコーナーとかというのが地域図書館にちょっとある程度で、中学校レベルになると連携が極めて希薄であると。中学の場合ですといろんな部活動等やらなきゃいけないことも増えるので、図書館に行くということがなかなか子どもたちもお忙しいので難しいと思うのですが、学校図書館支援員というのは各学校に配置されているみたいなので、その支援員との連携を通して、中学校の生徒が直接図書館に来なくても本に親しむっていう、そういう読書習慣を付けるとか、調べるとか、あるいはいろんな関心のものを深めていくとかっていう、この人を媒体として中学生に

インパクトできればと思うのですが、なんか方法ありますか？

【図書館側委員】

まさにおっしゃられるように、学校図書館をさらに充実して行って、学習のセンター機能、あるいは学校の中のセンター機能を持たせてこうということで、学校図書館のほうは所管が別は別なのですけれども、そういったことで充実させていくという方向ではあります。

【委員】

地域図書館との連携というのは。

【図書館側委員】

地域図書館とも当然連携してまして、例えば中学校で言えば教科の中での調べ学習的な、テーマ学習だとかそういったときに図書館のほうに連絡いただければ、図書館のほうでそれらの資料をそろえて、セットにしてお届けするというような活用のされ方というのは結構されています。

【委員】

中学生の来館者が少ないという問題は。

【図書館側委員】

したがって、中学生が来館できるようなきっかけづくり、また子ども読書活動推進計画の中で、ここには細かいとこまで載せられないんですけど、「読書リーダー」ということで中学校の図書委員とか、そういったところとコラボして、読書を中学生自身が進めていくというような活動も考えています。

【会長】

その他よろしいですか。それでは、V「IT利活用の推進」についてですが、これは三項目ですけど、23番から25番です。ここについてはいかがでしょうか。

私からちょっといいですか。新宿区のIT環境の問題ですけども、これはもう既に変更されたのですか。27年度で確か変えるという話があったと思うのですが、もう変わったのですか？これからですか？

【図書館側委員】

これからです。平成29年12月を予定しています。

【図書館側委員】

29 年度中になので、平成 30 年の 1 月に新システムを稼働する予定で、今計画をしています。

【会長】

そうすると、この計画がちょうど終わる年ということですね。そのときにこの 23 番から 25 番というのが実現、25 番は、やっているのかもしれませんが。

【図書館側委員】

これを念頭に置いています。リプレイスはこれらのことで、ホームページはまた別の部分になりますが、こういったとりわけ 23 番のことは基盤として用意していきたいなということで、これから検討していきたいところです。

【会長】

そうすると、それ以前に何かできることはあんまりないということになるのですかね、結局は。これについて言うと。

【図書館側委員】

ただ、24 番でありますとか、あるいは 25 番ですね。これは今もやっていますし、さらに充実していきたいと思っています。

【会長】

分かりました。それではこの部分の意見はいかがでしょうか。

【図書館側委員】

あと先ほどスマホというような話もございましたので、今年度のことなのですが、Wi-Fi の環境整備だとか、そういったところももし盛り込めたら入れていきたいと思います。

【会長】

そうすると、今年度中にもそれは終わってしまうという形で、この計画の中では完了したという。それはぜひ進めていって、お願い致します。私も持ってきていろいろやりたいと思います。

それではⅥ「図書館環境の整備」というところで、先程、人材の育成の問題とか、それからⅢの 16 番にあった「快適な環境づくり」がここに回ってきますけれども。また、新中央図書館の検討などで、ご意見いただければと思います。

【委員】

確認ですが、やっぱり 28 番も気にはなるのですが、指定管理者制度の活用ということで、これは指定管理者制度をもっと積極的に導入していくという意味合いなのでしょうか。

【図書館側委員】

これは方針としては、地域図書館を指定管理ということで考えます。その前提がここに抜けていましたので、それは方針として出していきたいと思っています。

【委員】

だけど、取り組みの内容で、こういういろいろと方針を立てて、図書館基本方針を実現させるためにいろんなやり方があると。直営というのもあるだろうし、窓口業務の委託もあるだろうし、指定管理っていうのも一つの選択肢なのだろうと思うのです。でもこれだと、基本方針を実現するには指定管理者制度のほうがいい、あるいは指定管理者制度でなければ実現できないと言っているようなニュアンスに読めてしまうのですね。

【図書館側委員】

この環境整備はなじまないかもしれません。管理運営的なことなので、これらを実現するためにこういうことも提供しますよ、こういうことも進めていきますよという一つの例示として、おっしゃられるように委託やいろんなことがありますので、いろいろな効率的な運営、あるいはまた施設の統廃合的な部分とか、そういうのは切り分けた形でやはり載せるのが適切だろうと思われまますので、そちらの方向で整理していきたいと思います。

【委員】

取り組みの内容に書いてあることはいいと思うのですよ。地域の特性を生かした運営をやる。それから外部評価や労働環境モニタリングをやる、それはいいのですよ。でも一番初めの項目が指定管理者制度活用で、このことを実現するための手段としては指定管理者しかないかのように書いているのが気になるのです。

【委員】

僕もそう思いますよ。これだけ見ていると、費用の面でも何でも指定管理者のほうがいいのだと、指定管理者制度の良さを活用しとかって書いてあるのだけれど、これだけ見ると自分たちができないから指定管理者に任せると。

【図書館側委員】

おっしゃるように、目指す方向と実現手段とが混在しているので、手段はいろいろありますので、その辺については切り分けた形で、図書館環境の整備という項目の中で整理を

していきたいと思っています。

【委員】

それをしっかりしておかないと、指定管理者制度をちゃんとやっているけど、それをモニタリングって言ったかな、適正だと判断する人はこっちに居ないじゃないですか、そしたら。向こうのほうがいいなら。だからやっぱり指定管理者制度の持つ良さとか、費用対効果論も入れて、活用したいっていうなら分かるね。

【会長】

じゃあこの28番は区分を改定していただいて。

【図書館側委員】

区分分けさせていただきます。

【会長】

お願い致します。その他いかがでしょうか。

【委員】

26番の所で、「地域図書館の整備」については、「落合地区に下落合図書館の開設を進めます」とこれだけなのですけれども、現在、地域図書館が8館あるのですが、かなり老朽化している部分があって、指定管理者では対応できない部分というのも相当あると思うのですね、防災の面も含めて。そういうのをどこの図書館がどのぐらいもう老朽化していて、どの辺ぐらい危ないのかというのをちゃんと把握して、それに合わせて整備計画みたいな、補修なり何なりするというのをどんどん決めておかないと、また中央図書館も古くなり過ぎて、それで突然閉鎖みたいな形になるので、事前にそういうのはあらかじめ予測のできるので、それで今どの図書館のどの部分があると、どのぐらいだったら補修したりしなきゃいけないかなという、マンションの管理組合がやっている保全計画みたいなのを作っておいたほうがいいと思うのですけど。

【図書館側委員】

今の件ですけれども、新宿区全体で全国でも言えるのですが、いわゆる老朽インフラ、道路、橋りょう、学校、図書館もそうです。高度成長期に作られた公共施設が非常に老朽化して、今後どうしていくか、これは大きな問題になっています。新宿区においては今年度、まずその施設全体の施設白書を作って、公共施設の今後の管理計画、統廃合なども視野に入れた、そういったものを策定してこうという流れになっています。当然区の施設ですので、図書館もその中に入っています。したがって、ここに書いてあるような新宿区全体における施設の配置やあり方については、全体的にこれから検討していくということで

ございます。具体的には 28 年度、29 年度にその計画ができるような予定になっています。

もう一つは、区立施設は中長期の修繕計画というのを持っています。いわゆる計画修繕ということで、学校や図書館も含めて、いつの時点でどこを修理するというのをやっていて、長期的に見ればコスト低減していくというようなことをやっていまして、施設の改修履歴や建築履歴、そういったものもデータベース化してやっています。そういうことで進めていますので、確かに老朽化の問題非常に重要な問題ですので、今後もいろいろと検討していかなければいけないというふうにしています。

【会長】

よろしいですか。他にはいかがでしょうか。時間もいっぱいになってきておりますけども、一応きょうの会で、きょうやらなければいけなかった第 3 章について、全項目を一応確認しました。改定するような所、あるいは修正すべき所いろいろ出ましたけれども、そういうところでよろしいでしょうか。最後に事務局のほうから次回のことをお願い致します。

【図書館事務局】

それでは次回は、9 月 1 日火曜日、午後 2 時から 4 時となります。よろしく申し上げます。以上です。

【会長】

それでは、きょうは大変お暑い中、お集まりくださいましてありがとうございます。では何とか基本方針は次の会で確定できるような、何とかだいぶ形になってきたと思いますので、皆さんきょうはどうもありがとうございます。お疲れさまでした。

(了)